

(法務委員会)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるほか、編入合併後も従前の簡易裁判所の管轄区域が維持される範囲を拡大するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新潟県新潟市の同県新潟市への編入合併に伴い、新潟簡易裁判所及び新津簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。

二、一の裁判所の所在地の属する行政区画が、他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入合併された場合に、従前の裁判所の管轄区域の範囲を維持するための規定を整備する。

三、市町村の廃置分合等に伴い、今津簡易裁判所ほか五庁の名称を変更する。

四、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。

五、この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。